

# 大切な生命と財産を守るために

多くの尊い命が失われた「阪神・淡路大震災」から15年。その間も、日本各地では地震による甚大な被害が繰り返されています。大地震は「いつ」「どこで」発生するか分かりません。市では、既存建築物の倒壊による被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断助成と木造住宅耐震改修助成を実施しています。

**建築物の耐震化で地震に強いまちづくり**  
耐震改修促進計画は、建築住宅課(市役所5階)のほか、同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kenchiku/std0000.html>)で見ることが出来ます。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震によって多くの尊い命が奪われましたが、住宅や家具などの倒壊・転倒による窒息・圧死が死者数の9割を占めました。そして、被害を受けた住宅の多くが、昭和56年以前に建築された住宅でした。

**まずは相談から**  
市では、木造住宅無料耐震相談会を実施しています。お住まいの住宅の耐震性について相談してみませんか。建築士の資格を持つ相談員が分かりやすく説明します。  
日時 4月23日(金)、5月29日(土)、6月25日(金) 午前9時～正午、午後1時～4時(7月以降の開催日は「広報なりた」各号に掲載)  
会場 市役所5階503会議室  
内容 建築物の耐震性や耐震診

能登半島地震で倒壊した家屋(平成19年3月)



断・耐震改修の工法などの相談  
(相談時間は1時間程度)

対象 〓 一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)で木造在来構法で2階建て以下のものを市内に所有し、自らが居住している人

定員 〓 8人(1回当たり・先着順)  
持ち物 〓 図面(持っていない人は簡単な間取り図)

申込方法 〓 開催日の7日前(土・日曜日、祝日の場合はその前日)まで直接または電話で建築住宅課(☎20・1564)へ

### 耐震診断費用を助成

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工された木造住宅の耐震診断費用の一部を補助します。

補助金を受けるには、市に登録されている木造住宅耐震診断士に依頼することが必要です。補助金交付決定前に耐震診断を行った場合は、交付を受けられませんので、注意してください。

対象となる木造住宅 〓 次のすべてに当てはまる住宅

- 〓 市内に自ら所有し居住するもの
- 〓 構造が在来構法または枠組壁工法であるもの
- 〓 一戸建ての住宅または併用住宅

(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)

対象者(申請者) 〓 次のすべてに当てはまる人

- 〓 成田市に住民記録がある人または外国人登録されている人
- 〓 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない人
- 〓 市税を完納している人

補助金の額 〓 耐震診断に要する費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額の3分の2(1000円未満は切り捨て、上限額は8万円)

受付期限 〓 12月28日(火)

### 耐震改修費用を助成

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工され、耐震診断の結果、耐震性が低いとされた木造住宅を耐震改修する場合に要する費用の一部を補助するものです。

補助を受けるには、設計・工事監理・工事をすべて行うことが必要です。また、市に登録されている木造住宅耐震診断士に設計・工事監理を依頼することが必要です。

補助金交付決定前に耐震改修の設計・工事を行った場合は、交付を受けられませんので、注意してください。

対象となる木造住宅 〓 次のすべてに当てはまる住宅

- 〓 市内に自ら所有し居住するもの
- 〓 構造が在来構法または枠組壁工法であるもの
- 〓 一戸建ての住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)

- 〓 地上階数が2以下のもの
- 〓 建築基準法の規定に抵触していないもの

耐震診断の結果、上部構造評点が1・0未満のものを耐震改修の工事を行うことにより1・0以上とするもの

対象者(申請者) 〓 次のすべてに当てはまる人

- 〓 成田市に住民記録がある人または外国人登録されている人
- 〓 木造住宅の耐震改修の工事が次のいずれかにより行われる人
- ・建設業法第3条第1項の許可を受けた者
- ・耐震改修に係る木造住宅の建設工事を行った者

過去にこの制度による補助金の交付を受けていない人  
市税を完納している人  
補助金の額 〓 次の2種類があります

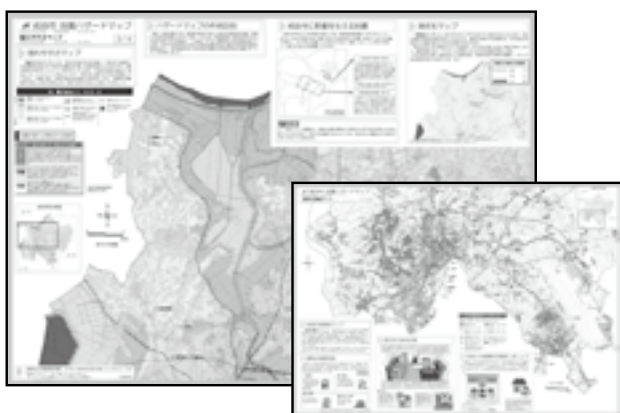
①設計費・工事監理費補助：設計費と工事監理費の合計額の3分の1(1,000円未満は切り捨て、上限は10万円)

②工事費補助：高齢者などが居住し、全員の市町村民税が非課税である場合は、工事費の2分の1(1,000円未満は切り捨て、上限は70万円)。それ以外の場合は、工事費の3分の1(1,000円未満は切り捨て、上限は50万円)

受付期限 〓 10月29日(金)  
※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

## 自宅周辺の危険度は？

# 「地震ハザードマップ」



建築物所有者の皆さんに、耐震改修の必要性を理解していただくため、発生の恐れがある地震の概要と、それに伴う危険性の程度が書き込まれた「地震ハザードマップ」を作成しました。

ハザードマップは、市内で将来発生する恐れがある地震やそれに伴う被害を50m四方の単位で予測。震度を表示した「揺れやすさマップ」、建物被害の程度を表示した「地域の危険度マップ」、液状化現象が起こる可能性が表示された「液状化マップ」の3種類があります。

行政資料室(市役所1階)や建築住宅課、下総・大栄支所などで配布しているほか、同課ホームページでも見ることができます。自宅の周辺や普段よく通る所などの、想定される揺れや建物被害などの危険性を確認し、地震への備えに活用してください。

※くわしくは建築住宅課(☎20-1564)へ。